

「証券会社向けの総合的な監督指針」
(抜 粋)

Ⅲ. 証券会社の監督に係る事務処理上の留意点

Ⅲ－１ 一般的な事務処理等

Ⅲ－１－６ 災害時における金融に関する措置

(１) 災害地に対する金融上の措置

政府は、災害対策基本法によりその目的を達成するために必要な金融上の措置等を講じなければならないこととされている（同法第9条第1項）。

こうしたことから、災害発生の際は、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、証券会社等に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、次の措置について適切に運用するものとする。

- ① 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置
- ② 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力
- ③ 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置
- ④ 証券会社等において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底
- ⑤ その他、顧客への対応について十分配慮すること

(２) 東海地震の地震防災対策強化地域内外における金融上の諸措置

大規模地震対策特別措置法により地震防災対策強化地域の指定が行われると、指定行政機関は、事前に地震災害及び2次災害の発生を防止し災害の拡大を防ぐための措置を定めなければならないこととされている。

しかし、金融機関業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、東海地震への

対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。

① 東海地震の地震防災対策強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の警戒宣言時の対応について

イ. 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、証券会社等において、営業所等の窓口における営業を停止するよう要請する。

ロ. 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、証券会社等において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。

ハ. 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂行の確保を期すため、証券会社等において窓口営業の開始又は再開は行わないよう要請する。

ニ. その他

ア. 警戒宣言が解除された場合には、証券会社等において、可及的速かに平常の営業を行うよう要請する。

イ. 発災後の証券会社等の応急措置については、上記「Ⅲ－１－６（１）災害地に対する金融上の措置」に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。

② 当該強化地域外に営業所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応について

証券会社等において、地震防災対策強化地域内の本店及び支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった当該強化地域外の支店及び本店等の営業所については、平常どおり営業を行うよう要請する。

(3) 行政報告

以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく監督局長に報告するものとする。

以 上